

平成 29 年 3 月 28 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	定員
アクティビティサービス むらさき 練馬区下石神井 5-18-10	有限会社 野田酸素商会	平成 29 年 4 月 1 日	10 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
GENKINEXT 杉並上井草 杉並区上井草 1-2-4	株式会社 介護NEXT	平成 29 年 2 月 1 日	12 名
リハビリデイサービス nagomi 江古田店 中野区江古田 3-5-8	株式会社 nCS	平成 29 年 2 月 1 日	9 名